

中野区及び都内22区の定期予防接種委託医療機関以外で予防接種を希望する方へ

里帰り出産などのため、東京23区以外の市町村で定期予防接種を行う場合、中野区が発行する「定期予防接種依頼書」が必要となります。この依頼書は、予防接種による健康被害が発生した場合に予防接種法第15条第1項に基づき中野区が救済措置を行うために必要な文書です。

依頼書を発行していない場合には予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われますので、予防接種法に基づく補償を受けることができません。また、接種費用の助成もできませんのでご注意ください。

「定期予防接種依頼書」の申請手続き及び接種の手順

1. 「予防接種依頼申請書」に必要事項を記入してください。
確認事項欄をチェックする際には、接種を希望する医療機関を管轄する区・市役所（又は町村役場）の予防接種担当にお問い合わせの上、ご記入ください。
2. 中野区保健所まで、下記の書類を郵送またはファックスにてご提出ください。
 - ① 予防接種依頼申請書
 - ② 母子健康手帳の予防接種記録欄のコピー
3. 提出書類確認後、「定期予防接種依頼書」を発行し、ご指定の送付先へお送りいたします。依頼書および中野区発行の予診票を持参し、医療機関または市区町村の集団接種で接種してください。（予診票は滞在先の市区町村発行のものを使用する場合があります。）
4. 接種費用は、全額お支払いのうえ、領収書と必要書類を添えて中野区へ費用助成の申請をしてください。（一部の市区町村では無料で接種できる場合もあります。）

【担当窓口】

〒164-0001 東京都中野区中野2-17-4

中野区保健所 2階5番窓口 予防接種担当

TEL 03(3382)6500 FAX 03(3382)7765

メール hokenyobo@city.tokyo-nakano.lg.jp